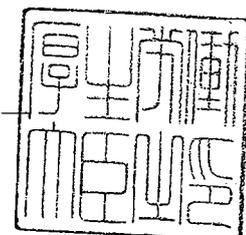


厚生労働省発食安第1001006号
平成19年10月1日

薬事・食品衛生審議会
会長 望月 正隆 殿

厚生労働大臣 舩添 要



諮 問 書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第18条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

「器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格」及び「器具及び容器包装の製造基準」の改正について

器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格改正案（対照表）

改正案（新）	現行告示内容
2 <u>メッキ用スズは、鉛を 0. 1%を 超えて含有してはならない。</u>	2 <u>メッキ用スズは、鉛を 5%以上含有してはならない。</u>
3 <u>鉛を 0. 1%を超えて又はアンチモンを 5%以上含む金属をもつて器具及び容器包装の食品と接触する部分を製造又は修理してはならない。</u>	3 <u>鉛を 10%以上又はアンチモンを 5%以上含む金属をもつて器具及び容器包装を製造又は修理してはならない。</u>
4 <u>器具若しくは容器包装の食品と接触する部分の製造又は修理に用いるハンダは、鉛を 0. 2%を超えて含有してはならない。（ただし書きを削除。）</u>	4 <u>器具若しくは容器包装の製造又は修理に用いるハンダは、鉛を 20%以上含有してはならない。ただし、缶詰用の缶の外部に用いるハンダについては、サニタリー缶にあつては鉛を 98%、サニタリー缶以外の缶にあつては鉛を 60%まで含有することは差し支えない。</u>
	5

器具及び容器包装の製造基準改正案（対照表）

改正案（新）	現行告示内容
1 <u>銅製又は銅合金製の器具及び容器包装は、その食品に接触する部分を全面スズメッキ又は銀メッキその他衛生上危害を生ずるおそれのない処置を施さなければならない。ただし、固有の光沢を有するもの、又は高温で使用することにより表面のメッキがはがれるおそれのあるものは、この限りでない。</u>	1 <u>銅製又は銅合金製の器具及び容器包装は、その食品に接触する部分を全面スズメッキ又は銀メッキその他衛生上危害を生ずるおそれのない処置を施さなければならない。ただし、固有の光沢を有し、かつ、さびを有しないものは、この限りでない。</u>